

学校給食用等政府備蓄米交付要領

制定：平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知
一部改正：平成 22 年 8 月 12 日付け 22 総食第 448 号総合食料局長通知
一部改正：平成 22 年 10 月 29 日付け 22 総食第 651 号総合食料局長通知
一部改正：平成 23 年 9 月 1 日付け 23 総食第 1115 号総合食料局長通知
一部改正：平成 27 年 9 月 28 日付け 27 食第 96 号政策統括官通知
一部改正：令和元年 5 月 7 日付け元政統第 18 号政策統括官通知
一部改正：令和 2 年 5 月 26 日付け 2 政統第 416 号政策統括官通知
一部改正：令和 2 年 8 月 27 日付け 2 政統第 1018 号政策統括官通知
一部改正：令和 3 年 1 月 29 日付け 2 政統第 1926 号政策統括官通知
一部改正：令和 3 年 3 月 26 日付け 2 政統第 2626 号政策統括官通知
一部改正：令和 3 年 6 月 29 日付け 3 政統第 915 号政策統括官通知
一部改正：令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 2102 号農産局長通知
一部改正：令和 4 年 6 月 15 日付け 4 農産第 1166 号農産局長通知
一部改正：令和 5 年 3 月 30 日付け 4 農産第 5361 号農産局長通知
一部改正：令和 5 年 12 月 27 日付け 5 農産第 3500 号農産局長通知
一部改正：令和 6 年 3 月 29 日付け 5 農産第 4897 号農産局長通知

第 1 目的

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、米穀の備蓄制度に対する理解促進及びごはん食を通じた食育の推進を図るため、児童・生徒・幼児等に対し、政府が備蓄する米穀（以下「政府備蓄米」という。）について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 49 条第 1 項、主要食糧の需給及び価格に関する法律施行令（平成 7 年政令第 98 号）第 15 条第 1 項及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成 7 年農林水産省令第 17 号）第 29 条の規定に基づく交付を行う。

第 2 交付の種類

本要領に定める政府備蓄米の交付は、食糧法第 49 条第 1 項に基づく無償での交付（以下「無償交付」という。）及び 1 年目に無償交付された政府備蓄米を米粉パン等（米を原材料として製造されたパン又はめんをいう。以下同じ。）として使用した場合の 2 年目の上乗せ措置としての低価による販売（以下「有償交付」という。）の 2 種類とする。

第 3 交付対象者の要件

- 1 本要領の定めにより交付される米穀（以下「交付米穀」という。）の交付対象者は、以下の(1)から(3)までに掲げる者とする。
 - (1) 都道府県学校給食会、都道府県、市区町村、国立大学法人及び学校法人等（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条に規定する学校設置会社、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 6 条に規定する私立幼稚園を設置する者を含む。）
ただし、保育所等（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育

所（以下「保育所」という。）及び同法第 59 条第 1 項に規定する施設（第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものに限る。）であって同法第 59 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項を都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長に届け出たもの及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）をいう。）のうち保育所及び認定こども園は市区町村とし、児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項を届け出た施設は、都道府県、指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に定めるものをいう。）、中核市（地方自治法第 252 条の 22 第 1 項に定めるものをいう。）及び地方自治法第 252 条の 17 の 2 に基づき、都道府県から当該施設の事務処理の特例を受けている市町村とする。

(2) こどもに食事を提供する団体（以下「食事提供団体」という。）のうち次のアからウのいずれかの団体とする。

ア こども食堂（地域のボランティア等が子どもたちに対して無料又は安価で栄養がある食事やこどもに共食の機会を提供する取組を行う団体）

イ フードバンク（食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）第 19 条第 1 項に定める活動を行う団体）

ウ 社会福祉協議会等の生活困窮者支援を行う団体

(3) こどものいる家庭に食材を提供する団体（以下「食材提供団体」という。）は、こどものいる家庭のうち食材の提供を希望する家庭（以下「子育て家庭」という。）に直接、食事又は食材を提供する次のアからウのいずれかの団体とする。

ア 国、都道府県、市区町村から子育て家庭への支援活動に関する委託又は補助を受けている団体

イ 都道府県、市区町村等と連携し、子育て家庭に関する情報を基に活動している団体

ウ 社会福祉協議会等の生活困窮者支援を行う団体

2 次に掲げる者については、1 の規定にかかわらず、交付対象者としなない。

(1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にあると客観的な資料により認められる者

(2) 本要領に定める政府備蓄米の交付手続きにおける申請に虚偽事項が認められるなど、米穀の交付先として不相当であると農産局長が認めた者

(3) 第 10 の 3 の措置を受けた者

第 4 交付の要件及び交付数量

交付対象者は、以下の要件を満たす場合に無償交付又は有償交付を受けることができる。

1 無償交付

米穀の備蓄制度に関する教育及びごはん食を通じた食育を目的とする以下の (1) から (5) までに掲げるいずれかの用途及び用途別に定められた要件を満たす場合に限るものとする。

(1) 学校等給食用

ア 学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校のうち、中等教育学校の後期課程、高等学校（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）第 2 条に規定する夜間課程を置く高等学校を除く。）高等専門学

校及び大学を除く。)及び保育所等(以下「学校等」という。)において提供される給食(以下「学校等給食」という。)用として使用すること。

イ 米飯給食(米粉パン等を使用した給食を含む。以下同じ。)の実施予定回数を、前年度よりも増加させること。

ただし、無償交付を申請する日の属する年度の前年度から起算して過去5か年度内に無償交付を受けた場合にあっては、当該実施予定回数が、当該期間内に本要領に基づき行った無償交付の申請に係る米飯給食の実施予定回数の最も多いものを上回らない場合は対象としない。

ウ 各学校等別交付数量は、各学校等で前年度より増加させる米飯給食の実施予定回数分の米穀使用量の全量以下とする。

ただし、無償交付を申請する日の属する年度の前年度から起算して過去5か年度内に無償交付を受けた場合にあっては、当該期間内に本要領に基づき行った無償交付の申請に係る米飯給食の実施予定回数の最も多いものが、前年度の実施回数を上回っている場合は、前者と比較して増加する米飯給食の実施予定回数分の米穀使用量の全量以下とする。

(2) 調理実習等学習教材用

ア 管内の学校等における学習活動の中で調理実習等学習教材用として、米飯に対する理解の増進を図ることを目的に使用すること。

イ 各学校等別交付数量は、アに定める用途に使用する数量の全量以下とする。

(3) 試食会用

ア 管内の学校等において幼児、児童、生徒、保護者、教職員、栄養士及び給食調理員等を対象として、米飯給食を推進することを目的に政府備蓄米の試食会用として使用すること。

イ 各学校等別交付数量は、アに定める用途に使用する数量の全量以下とする。

(4) 食事提供団体における食育用

ア 食事提供団体において、食育の一環として、ごはん食を推進することを目的に政府備蓄米を使用し、こどもにごはんとして提供すること。

なお、こども食堂等が開催できないなどの事情により、こどもに政府備蓄米をごはんとして提供することが出来ないときは、弁当その他の方法により提供することができる。

イ 食事の提供を行う場所で、こどもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うこと。

ウ 政府備蓄米を使用したごはんの提供を行う場合には、「子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について」(平成30年6月28日付け子発0628第4号・社援発0628第1号・障発0628第2号・老発0628第3号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長及び老健局長連名通知)で示す衛生管理のポイント等(以下「衛生管理のポイント等」という。)に基づき衛生管理に取り組むこと。

エ 政府備蓄米を高温、多湿及び直射日光等に注意して清潔な場所で保管及び管理すること。

オ 食事提供団体別交付数量は、1 交付申請につき 120kg 以下とする。

ただし、第 7 の 1 の (4) に基づき、食事提供団体の長が活動する地域ごとに交付申請を行った場合にあつては、1 交付申請につき 1 地域当たり 120kg 以下とし、第 7 の 1 の (6) の場合にあつてはこの限りではない。

(5) 食材提供団体における食育用

ア 食材提供団体において、食育の一環として、ごはん食を推進することを目的に、政府備蓄米を子育て家庭に直接配付すること。なお、政府備蓄米を使用した弁当を配付することも妨げない。

イ 食材を直接受けとる子育て家庭に対して、子育て家庭にごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うこと。

また、政府備蓄米に加え、他の食材も併せて、子育て家庭に直接配付すること。なお、交付された政府備蓄米については、食材提供団体政府備蓄米使用計画書（様式 2 号一別紙 4-②）において記載した配付 1 回当たりの 1 人分の数量に基づき小分けした上で配布すること。ただし、農産局長が特に認める場合あつては、この限りではない。

ウ 政府備蓄米を使用したごはんの提供を行う場合には、衛生管理のポイント等に基づき衛生管理に取り組むこと。

エ 政府備蓄米を高温、多湿及び直射日光等に注意して清潔な場所で保管及び管理すること。

オ 食材提供団体別交付数量は、1 交付申請につき 450kg 以下とする。

ただし、第 7 の 1 の (4) に基づき、食材提供団体の長が活動する地域ごとに交付申請を行った場合にあつては、1 交付申請につき 1 地域当たり 450kg 以下とし、第 7 の 1 の (5) ただし書の場合にあつてはこの限りではない。

2 有償交付

(1) 学校等給食の米粉パン等用として使用すること。

(2) 交付対象者が交付年度の前年度に、本要領に基づき無償交付された政府備蓄米で米粉パン等を製造し、又は製造を委託し、学校等給食用に使用した実績があること。

(3) 各学校等別交付数量は、前年度に学校等給食の米粉パン等用として無償交付を受けた数量の全量以下とする。

第 5 交付期間

本要領に定める政府備蓄米の交付の実施期間は、それぞれ 1 年度内とする。

第 6 交付数量等の通知

農産局長は、毎年度、交付米穀の総量及び交付米穀の年産を定め、様式 1 号によりこども家庭庁長官、文部科学省初等中等教育局長及び高等教育局長、全国学校給食会会長並びに北海道農政事務所長、各地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長（以下「地方農政局長等」という。）に通

知する。

第7 交付申請及び交付審査・決定等

1 交付申請

(1) 政府備蓄米を第4の1の(1)から(3)に定める用途（以下「学校等用」という。）で交付を受けようとする学校等の長（以下「学校等用交付申請者」という。）及び無償交付を希望する食事提供団体の長又は食材提供団体の長は、交付申請数量を30kg単位で取りまとめ、政府備蓄米交付申請書（様式2号。以下「交付申請書」という。）を地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長及びその他都府県にあっては、地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出する。

なお、(4)において、2以上の地方農政局の管轄区域で活動する食事提供団体の長又は食材提供団体の長は、交付申請書を農産局長に提出することができる。

(2) 学校等用交付申請者は、(1)の提出に当たり、交付米穀の交付を受けようとする各学校等（以下「交付申請校」という。）別に、交付申請書（ただし、別紙4は除く。）を添付する。

(3) 無償交付を希望する食事提供団体の長又は食材提供団体の長は、交付申請書（食事提供団体にあっては別紙1、2、3、4-②、4-1-②、5、6及び7を、食材提供団体にあっては別紙1、2、3、4-①、4-1-①、5、6及び7を除く。以下この(3)において同じ。）を提出する。

なお、食事提供団体の長又は食材提供団体の長からの交付申請を取りまとめる中間団体（食事提供団体、食材提供団体又は食事提供団体若しくは食材提供団体と協力した取組を行う団体であって、第3の2に該当しない者に限る。）の長は、食事提供団体の長又は食材提供団体の長に代わって交付申請書を提出することができる。この際、中間団体の長は、取りまとめた食事提供団体又は食材提供団体の一覧を交付申請書に添付するものとする。

(4) (3)の場合であって、無償交付を希望する食事提供団体又は食材提供団体が複数の地域において活動するときは、当該食事提供団体又は食材提供団体の地域別の体制が整備されている場合に限り、当該食事提供団体の長又は食材提供団体の長は、活動する地域ごとに交付申請書を提出することができる。

(5) その他、無償交付を受けることが適切であると農産局長が認める場合にあっては、食事提供団体の長又は、食材提供団体の長は、交付申請書を農産局長に提出することができる。

(6) (1)の交付申請を行おうとする学校等用交付申請者は、過去に交付実績があるにもかかわらず、第13の1に基づく農産局長に対する使用報告を怠った場合その他の本要領に違反している場合にあっては、当該年度の交付申請を行うことができないものとする。

(7) (1)の交付申請を行おうとする食事提供団体の長又は食材提供団体の長は、過去に無償交付を受けた実績がある場合であって、交付された政府備蓄米の使用を終えていないとき、第13の1に基づく使用報告を行わなかったとき、農産局長が第13の1に基づく使用報告の内容に不備があると判断し、その不備が補正されないときその他の本要領に違反するときは、新たに交付申請を行うことができないものとする。ただし、過去に活動する地域ごとに無償交付を受けた実績がある食事提供団体の長又は食材提供団体の長が、無償交付を受けた翌年度の4月末までに活動する地域の一部に対して新たな交付申請を行おうとする場合には、

交付された政府備蓄米のうち新たな交付申請に係る地域に対するものの使用を終え、第 13 の 1 に基づく使用報告のうち当該地域に関するものを新たに交付申請を行う日までに行い、その内容に不備がないと農産局長から認められた場合に限り、新たに当該地域に対する交付申請を行うことができるものとする。

(8) 2 により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請書に記載した内容の根拠となる資料を 5 年間保存するものとする。

2 交付審査・決定

(1) 交付申請書の提出を受けた農産局長は、確認基準（別紙 1）に基づき審査を行う。

(2) (1) の審査において、農産局長又は地方農政局長等は、交付申請に係る食事提供団体又は食材提供団体の活動実態等を把握するため、必要に応じて食事提供団体又は食材提供団体の活動のために連携している市区町村等に照会を行うことができる。

(3) 農産局長は、交付米穀の総量の範囲内で交付決定を行う。交付決定をした場合には、交付申請者に学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付決定書（様式 3 号。以下「交付決定書」という。）を送付して、次に掲げる事項を通知する。

ア 年産、産地、品種銘柄、等級及び包装別の交付数量

イ 引渡しを行う受託事業者（政府所有米穀の販売、保管、運送等の業務を委託された者をいう。以下同じ。）

ウ 交付米穀を在庫している倉庫

エ 交付米穀の引渡方法

オ その他必要な事項

(4) (3) の通知は、学校等にあつては地方農政局長等を経由して行うものとし、食事提供団体又は食材提供団体にあつては地方農政局長等を経由して行うこともできるものとする。

3 公表

農産局長は、2 の (3) の食事提供団体・食材提供団体の食育用に係る交付決定を通知した後、交付決定者や交付数量等の情報について、農林水産省の WEB サイトにより、公表を行うものとする。

4 交付申請の変更

(1) 交付決定者は、被災による学校閉鎖等により交付決定数量の変更又は辞退をしようとするときは、学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付変更（辞退）申請書（様式 4 号。以下「交付変更等申請書」という。）を農産局長に提出する。

(2) (1) の提出は、交付決定数量の変更又は辞退をしようとする学校等、食事提供団体又は食材提供団体が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等を経由して行うものとする。なお、1 の (4) において、2 以上の地方農政局の管轄区域で活動する食事提供団体の長又は食材提供団体の長は、交付申請書を農産局長に提出することができる。

(3) 交付決定数量の変更又は辞退に係る手続は、2 の規定を準用する。この場合において、「交付申請書」とあるのは「交付変更等申請書」と、「交付決定」とあるのは「変更又は辞退の承認」と、「学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付決定書（様式 3 号）」とあるのは「学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付変更（辞退）承認書（様式 5 号）」と読み替えるものとする。

5 有償交付の手続

(1) 有償交付の指示

農産局長は、有償交付を行う場合は、受託事業体に、学校等用政府備蓄米交付売買契約等指示書（様式6号。5において「売買契約等指示書」という。）により、交付米穀の引渡しを指示する。

(2) 有償交付価格

農産局長は、有償交付価格（単価）を定め、受託事業体に提示する。

(3) 売買契約

ア 農産局長は、受託事業体に対し、交付決定者と売買契約を締結させる。この場合において、受託事業体と交付決定者との間で、売買契約等指示書に定める必要な事項を約定させるものとする。

イ 受託事業体は、アの売買契約を締結した場合は、遅滞なく農産局長に報告する。

第8 交付米穀の引渡し

1 無償交付にあつては、以下により交付米穀の引渡しを行う。

(1) 農産局長は、受託事業体に、学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付引渡指示書（様式7-1号）により、交付米穀の引渡しを指示する。

(2) 交付決定者は、第7の2の(3)の交付決定書を受領した後、学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米引渡申出書（様式7-2号。以下「引渡申出書」という。）を受託事業体に提出する。

(3) (2)の引渡申出書を受領した受託事業体は、学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付引渡申請書（様式7-3号。以下「交付引渡申請書」という。）を農産局長に提出する。

(4) 農産局長は、(3)の申請について適切と認めた場合には、これを承認し、学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米引渡決定通知書（様式7-4号。以下「引渡決定通知書」という。）を受託事業体に交付する。

(5) 受託事業体が、引渡日の変更を希望するときは、書面により農産局長に申請し、変更した引渡決定通知書の交付を受ける。

(6) 受託事業体は、農産局長から交付される引渡決定通知書の内容に従い、交付米穀の所有権が、引渡決定通知書に記載された引渡日をもって、交付決定者に移転することを記載した書面を交付決定者に交付する。

2 有償交付にあつては、以下により交付米穀の引渡しを行う。

(1) 交付決定者は、第7の5の(3)の売買契約を締結した後、引渡申出書を受託事業体に提出する。

(2) (1)の引渡申出書を受領した受託事業体は、交付引渡申請書を農産局長に提出する。

(3) 農産局長は、引渡申請書を提出した受託事業体に対して、納入告知書を発行する。

(4) 受託事業体は、(3)の納入告知書により、農産局長に販売代金を納付する。

(5) 農産局長は、当該受託事業体の代金納付の確認を行い、引渡決定通知書を受託事業体に交付する。

(6) 受託事業体が、引渡日の変更を希望するときは、書面により農産局長に申請し、変更し

た引渡決定通知書の交付を受ける。

- (7) 受託事業体は、農産局長から交付される引渡決定通知書の内容に従い、交付米穀の所有権が、引渡決定通知書に記載された引渡日をもって、交付決定者に移転することを記載した書面を交付決定者に交付する。

第9 交付決定者の採るべき措置

- 1 交付決定者は、引渡しを受けた米穀を学校等若しくは共同調理場若しくはそれらの設置者（以下「設置者等」という。）に引き渡すとき又は加工（とう精又は米加工食品の製造をいう。以下同じ。）若しくは炊飯を委託するときは、当該引渡し又は委託に係る契約書若しくは誓約書等の提出により、当該玄米、精米又は米加工食品及び委託炊飯に係る米飯が学校等用並びに食事提供団体及び食材提供団体における食育用に全量供されるよう厳正な措置をとらなければならない。
- 2 交付決定者は、自らが交付米穀の引渡し又は加工を委託した者及び設置者等に対し、当該米穀及び米加工食品の使用状況が常に明確であるようにさせなければならない。
- 3 交付決定者、引渡等受託者及び設置者等は、交付米穀及び交付米穀から製造した製品（以下「交付米穀等」という。）について、これを転売し、又は貸付けてはならない。

第10 要領違反等の場合の措置

農産局長は、本要領に定める政府備蓄米の交付手続きにおいて要領違反等が生じた場合、以下に基づいて対応する。

なお、措置を講ずる場合にあっては、農産局長は、所要事項を地方農政局長等及び関係者に通知するものとする。

- 1 地方農政局長等は、次の(1)又は(2)に掲げる事実を発見したときは、その内容を速やかに農産局長に報告する。
 - (1) 学校等用として交付した米穀等について、他の用途に使用した場合
 - (2) 交付米穀の交付を受けた学校等（以下「交付対象校」という。）における当該米穀の実際の使用量が、交付された数量に満たない場合
- 2 農産局長は、1の報告を受けたとき、又は次の(1)若しくは(2)に掲げる事実を発見したときは、その内容を審査することとする。
 - (1) 食事提供団体における食育用又は食材提供団体における食育用として交付した米穀等について、他の用途に使用した場合
 - (2) 交付米穀の交付を受けた食事提供団体又は食材提供団体（以下「交付対象施設」という。）における当該米穀の実際の使用量が、交付された数量に満たない場合
- 3 農産局長は、2により審査した結果に基づき、以下の措置を講ずる。
 - (1) 1の(1)及び2の(1)に掲げる場合については、その原因が交付決定者の責めに帰すものと認めるときは、その数量に見合う交付米穀について、直近の主食用政府売渡価格（その原因が故意又は重大な過失による場合は農産局長が定める額を加算した価格）相当額を交付決定者から徴収すること
 - (2) 1の(2)及び2の(2)に掲げる場合については、交付決定者から当該交付対象校又は当該

交付対象施設に交付した米穀のうち、過剰に交付された米穀の数量に、直近の主食用政府売渡価格を乗じて得た額を交付決定者から徴収すること

- 4 農産局長は、3の(1)又は(2)により徴収を行う場合においては、それぞれの徴収金額に対して、当該米穀を交付した日から納付の日までの日数に年10.95パーセントの割合を乗じて得た額の金額を加算金として併せて徴収する。

第11 指導監督等

1 指導監督

農産局長又は地方農政局長等は、必要があると認めるときは、随時、交付米穀取扱者に対し、必要な事項を指示し、若しくは報告を徴し、職員をして諸帳簿等の調査を行い、交付米穀等の受払い使用状況につき指導監督することができる。

2 使用確認等調査

農産局長は、第13の1により提出された政府備蓄米の使用報告書（食事提供団体又は食材提供団体から提出されたものに限る。）の内容確認及び無償交付された政府備蓄米の使用確認等の調査（以下「使用確認等調査」という。）に係る業務を第三者機関（以下単に「第三者機関」という。）に請け負わせることができる。

第12 交付決定者等の協力義務

交付決定者及び中間団体の長は、次の場合において農産局長、地方農政局長等及び第三者機関に協力しなければならない。

- (1) 交付を受けた現品の包装容器及び副産物の処理方法について農産局長及び地方農政局長等が指示した場合
- (2) 第11の1により農産局長が調査、報告を求めた場合
- (3) 第11の2により第三者機関が使用報告等調査を行う場合

第13 報告

- 1 交付決定者は、政府備蓄米の交付を受けた翌年度の4月末まで（過去に無償交付を受けた食事提供団体又は食材提供団体の長が無償交付を受けた翌年度の4月末までに新たな交付申請を行う場合にあつては、新たに交付申請を行う日までとする。ただし、過去に活動する地域ごとに無償交付を受けた実績がある食事提供団体又は食材提供団体の長が活動する地域の一部に対して新たな交付申請を行う場合にあつては、交付申請に係る地域については新たに交付申請を行う日までとし、その他の地域については無償交付を受けた翌年度の4月末までとする。）に、交付対象校又は交付対象施設ごとの政府備蓄米の使用報告書（無償交付学校等給食用については様式8-1号、無償交付調理実習等学習教材用及び試食会用については様式8-2号、食事提供団体における食育用については様式8-3号-①、食材提供団体における食育用については様式8-3号-②、有償交付については様式8-4号。以下この1において同じ。）を取りまとめ、農産局長に提出する（中間団体が食事提供団体又は食材提供団体の交付申請を取りまとめた場合については、中間団体が当該使用報告書を取りまとめの上

提出する。)

なお、食事提供団体又は食材提供団体の長にあつては、政府備蓄米の使用を完了する前に使用報告書の提出を行った場合又は未使用報告書（様式 8－5 号）を提出した場合にあつても、その使用が完了したときは、あらためて使用報告書を提出するものとする。

また、申請当初の実施計画を実施できなくなった場合には、速やかに学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米未使用報告書（様式 8－5 号）を農産局長に提出するものとする。

- 2 1 の提出は、報告を行おうとする学校等、食事提供団体の長又は食材提供団体の長は、交付申請書を提出した農産局長又は地方農政局長等に行うものとする。
- 3 1 の報告を受けた農産局長は、第 10 の 1 又は 2 に掲げる事実を確認した場合は、第 10 の 3 に基づき必要な措置を講じる。ただし、当該事実がやむを得ない事情によるものと認められたときは、第 7 の 1 の (1) の交付申請書の内容のとおり実施したものととして扱うとともに、未使用交付米穀につき学校等用又は食事提供団体における食育用並びに食材提供団体における食育用として適正な使用が見込まれるときは、当該米穀の返納を要しないものとし、その旨を学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米未使用等許諾承認書（様式 8－6 号）により交付決定者に通知する。
- 4 交付決定者は、使用報告書に記載した内容の根拠となる資料を 5 年間保存するものとする。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 農産第 4897 号）

- 1 この通知は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。
- 2 令和 5 年度までに令和 5 年 12 月 27 日付け 5 農産第 3500 号農産局長通知による改正前の学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号農林水産省総合食料局長通知）第 7 の 2 の (3) の交付を受けた者が行う申請に限り、当分の間は、当該要領第 7 の 1 の (3) の交付申請を農産局長に行うことができる。
- 3 この通知による改正前の学校給食用等政府備蓄米交付要領（以下「改正前要領」という。）第 7 の 1 の規定による交付申請の取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 改正前要領第 13 の規定により、この通知の施行前に改正前要領第 7 の規定による交付決定を受けた者が行う当該交付決定に係る報告の取扱いについては、なお従前の例による。ただし、改正前要領第 13 の 1 の規定により、当該者が提出する当該交付決定に係る報告書については、この通知による改正後の様式を用いることができる。

「様式1号」

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官
文部科学省初等中等教育局長
文部科学省高等教育局長
一般社団法人全国学校給食推進連合会長
地方農政局長 殿（北海道にあつては北海道農政事務所長、
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事局長）

農林水産省農産局長

令和〇〇年度における学校等・食事提供団体・食材提供団体における政
府備蓄米交付数量等について

このことについて、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21
総食第47号総合食料局長通知）第6の規定に基づき、令和〇〇年度における交付米穀
の総量及びその他の必要事項を下記のとおり定めましたので、御了知願います。

記

- 1 〇〇年度交付米穀の総量
 - (1) 無償交付 〇〇年産米 〇, 〇〇〇玄米トン
 - (2) 有償交付 〇〇年産米 〇, 〇〇〇玄米トン

- 2 その他

注：本通知を受けた地方農政局長等は、都道府県学校給食会、都道府県等に通知する
ものとする。

「様式 2 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長
食事提供団体の長
食材提供団体の長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付申請書
（無償交付・有償交付）

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第 7 の 1 の (1) の規定に基づき、学校等並びに食事提供団体及び食材提供団体における政府備蓄米を使用したいので、下記のとおり交付申請します。

また、別紙 2 の「政府備蓄米交付申請及び使用報告に係る個人情報の取扱いについて」に同意するとともに、（注 1）政府備蓄米の交付を受けた場合は、これを転売し、又は貸し付けないこと、農林水産省農産局長の指示又は承認がない限りこれを学校等・食事提供団体・食材提供団体におけるそれぞれの用途以外に使用しないこと、及び要領のその他の規定を遵守することを誓約します。

記

- 1 交付申請数量 玄米〇〇キログラム又は精米〇〇キログラム
- 2 添付書類
 - (1) 無償交付申請
 - ①用途（様式 2 号一別紙 1）
 - ②学校等・食事提供団体・食材提供団体における備蓄制度の理解促進を図るための項目（「わが国の主食である米の安定供給の重要性」「米穀の備蓄制度の内容」「学校給食用等並びに食事提供団体及び食材提供団体における食育用として使用する米穀に政府備蓄米が使用されていること」「低温保管等により政府備蓄米が高品質に保たれていること」「米は主食用だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等）、具体的方法及びその使用計画
 - ③学校等における食育用として使用する場合には、当該学校等において、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号一別紙 2）
 - ④食事提供団体における食育用として使用する場合には、当該食事提供団体において、食育の取組として、食事の提供を行う場所で、こどもにごはん食の魅力

などを伝える食育の活動に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号－別紙 4－①）

- ⑤ 食材提供団体における食育用として使用する場合には、当該食材提供団体において、食材の提供を直接受ける子育て家庭に対して、家庭内でこどもにごはん食の魅力などを伝える食育の活動に使用し、交付申請数量が配付する数量全量の範囲内であることが分かる書類（様式 2 号－別紙 4－②）
- ⑥ 学校等給食用として使用しようとする場合には、都道府県又は市区町村の教育委員会、都道府県若しくは市区町村の所管部署、国立大学法人、学校法人等（以下「教育委員会等」と総称する。）が、当該申請校について、当該年度における米飯給食実施回数を前年度（前回の交付年度における米飯給食実施回数が前年度のそれを上回っている場合は、前者の実施回数）よりも増加させる見込みであり、かつ、当該申請校における交付申請数量が増加させる米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下であることについてあらかじめ確認を行った書類（様式 2 号－別紙 5）
- ⑦ 調理実習等学習教材用、試食会用として使用しようとする場合には、当該交付申請校において、調理実習等学習教材用は米飯に対する理解の増進を図ることを目的に使用し、交付申請数量が使用する数量全量の範囲内であることについて教育委員会等が、あらかじめ確認を行った書類（様式 2 号－別紙 6）

（2）有償交付申請

- ① 申請数量根拠（様式 2 号－別紙 3）
- ② 学校等ごとの備蓄制度の理解促進を図るための項目（「学校給食等用として使用する米粉パン等に政府備蓄米が使用されていること」「米は主食用だけでなく、米粉パン等の他に様々な食品の原料となっていること」等）、具体的方法及びその使用計画
- ③ 教育委員会等が、当該申請校について、交付年度の前年度に、交付申請数量が要領第 4 の 1 の (1) に基づき政府備蓄米の交付を受け、かつ、それを原材料として製造される米粉パン等を学校給食用として使用した実績があり、交付申請数量が無償交付を受けた数量の範囲内であることについてあらかじめ確認を行った書類（様式 2 号－別紙 7）

- （注） 1. 食事提供団体及び食材提供団体にあつては、下線部分を記載する。
2. 地方自治法第 252 条 17 の 2 に規定する特例を受けている市町村にあつては、その特例を受ける条例の写しを併せて添付する。

「様式2号－別紙1」

1 学校等政府備蓄米交付申請数量

	学校等区分	学校等数	給食等 予定人員	1人1食 当たり 給食等量	給食等 予定延べ 人員	増加数量	申請数量
学 校 等 給 食 用	計算式		①	②	③ = ① × 増加回数	④ = ② × ③	⑤ ≤ ④
	小学校	校 ()	人 ()	精米 g ()	人 ()	精米 kg ()	精米 kg ()
	中学校	()	()	()	()	()	()
	夜間学校	()	()	()	()	()	()
	特別支援 学校	()	()	()	()	()	()
	幼稚園	()	()	()	()	()	()
	保育所等	()	()	()	()	()	()
	その他 ()	()	()	()	()	()	()
	小 計						() a
	精米の交付申請数量小計						
玄米の交付申請数量小計 (a ÷ 0.903)							kg ()
調 理 実 習 等 学 習 教 材 用	小学校	校					精米 kg
	中学校						
	夜間学校						
	特別支援 学校						
	幼稚園						

及び 試食 会 用	保育所等			
	その他 ()			
	小 計		b	
	精米の交付申請数量小計			kg
	玄米の交付申請数量小計 (a÷0.903)			kg
精米の交付申請数量合計(1+2+3)			kg ()	
玄米の交付申請数量合計(1+2+3)			kg ()	

2 学校給食用等の配送先情報

宛先名称	
住 所 電話番号	〒
担当者名 電話番号	
政府備蓄米の 使用開始予定	年 月 旬 頃

- (注) 1. 給食等延べ人員欄には、各校等における増加回数に給食等予定人員を乗じた学校等区分別の延べ人数を記載する。
2. 学校等給食用の各欄及び交付申請数量合計欄の()内には、米粉パン等用の数量等を記載する。
3. 夜間学校とは夜間課程を置く高等学校をいう。
4. 都道府県毎に別葉とし、この場合は右欄外に都道府県名を記載すること。
5. 給食予定人員欄、1人1食当たり給食量欄及び給食予定延べ人員欄に給食とあるのは、調理実習等学習教材用、試食会用の場合には、調理実習等、試食会とする。
6. 申請数量は30kg単位を基本とすること。
7. 申請は玄米若しくは精米のいずれかとする。
8. 学校等区分欄の「その他」については、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定される義務教育学校、中等教育学校(後期課程を除く。)のいずれであるかを括弧内に記載すること。
9. 配送先は申請する学校等ごとに1箇所とする。ただし、申請者が複数の学校等を束ねて申請する場合は、1申請につき1箇所とする。
10. 2の学校給食用等の配送先情報は、必要に応じ記載欄を追加して記載すること。

食事提供団体政府備蓄米使用計画書

1. 食事提供団体に関する事項

① 団体の名称及び団体の長の氏名 ※「様式 2 号」の申請者名と同じ名称を記入して下さい。	団体の名称	これまでの 交付決定の 有・無	有・無
	団体の長の氏名	申請団体番号 ()	
② 団体の所在地等	〒 住所： T E L：		
③ 配送先住所（宛名、住所、電話番号） ※交付決定後は変更できません。	<input type="checkbox"/> 同上（②と同じ） 宛名： 〒 住所： T E L：		
④ 交付要領第 7 の 1 の（4）又は（5）に基づき申請を行う場合のみ記入してください。	活動する地域名： ※交付要領第 7 の 1 の（4）に基づき、活動する地域ごとに申請を行う場合のみ記載してください。 ----- ※交付要領第 7 の 1 の（5）に基づき申請を行う場合のみ記載してください。 交付要領第 7 の 1 の（5）に基づき申請を行う理由：		
⑤ 団体種別 ※いずれか一つに✓を入れてください。	<input type="checkbox"/> 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人） <input type="checkbox"/> N P O 法人（特定非営利活動法人） <input type="checkbox"/> 一般法人（一般社団法人又は一般財団法人） <input type="checkbox"/> その他の法人（ボランティア団体等非営利かつ公益に資する活動を行う法人） <input type="checkbox"/> 任意団体		
⑥ 事務担当者の連絡先 ※交付決定や配送の連絡を行うため、問い合わせ可能な連絡先を記入して下さい。	事務担当者名： T E L： メールアドレス：		

（注） 1. 「③配送先住所」の欄については、「②団体の所在地等」に記載した住所と異なる場合に記入してください。

2. 申請団体番号の欄については、これまでに政府備蓄米の交付を受けた際の様式 3 号「政府備蓄米交付決定書」に記載がある場合、転記してください。

3. 既に政府備蓄米の無償交付を受けている場合、当該政府備蓄米が全て使用され、その報告内容が適正であることが確認される必要があります。また、交付された政府備蓄米の使用が終了してから 1 年以上報告が行われなかった場合は、新規の交付申請を受け付けることができない場合があります。

2. 公的機関及び他団体等との関わり

<p>①公的機関からの支援、連携等の内容 (国、都道府県、市町村やその出先機関、関連施設、公立学校、公立病院等)</p> <p>※該当する箇所に✓を入れてください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 食事提供に関する運営や周知に係る協力を受けている。 (例：開催周知、食材調達、人材確保など)</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村等のこども食堂ネットワークに加入している又はこども食堂マップ等に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 子育て家庭への支援活動に関する委託事業又は補助事業を実施している。(申請時現在、すでに受託している事業の名称を記載してください。)</p> <p>事業名： ()</p> <p><input type="checkbox"/> その他(内容を具体的に記載)</p> <p>()</p>
	<p>※上記に記載した関わりのある公的機関(市区町村等)の名称、担当部署名、連絡先</p>
<p>②その他団体からの支援、連携等の内容 (社会福祉法人、支援団体、民間企業等)</p> <p>※該当する箇所に✓を入れてください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 食事提供に関する運営や周知に係る協力を受けている。 (例：開催周知、食材調達、人材確保など)</p> <p><input type="checkbox"/> 社会福祉協議会や支援団体のこども食堂ネットワークに加入している、又はこども食堂マップに記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 子育て家庭への支援活動に関する委託事業又は補助事業を実施している。(申請時現在、既に実施している事業の名称を記載してください)</p> <p>事業名： ()</p> <p><input type="checkbox"/> その他(内容を具体的に記載)</p> <p>()</p>
	<p>※上記に記載した関わりのある他団体の名称、担当係名、連絡先</p>

4. 添付資料として、以下の(1)から(3)までの資料を必ず提出して下さい。

(1) 団体の体制が分かるもの	スタッフ名簿	食事提供を行うスタッフの役割・氏名が分かるものを提出して下さい。 なお、本要領第7の1の(4)に基づき、申請を行う場合、申請する地域のスタッフの役割・氏名が分かるもの、第7の1の(5)に基づき申請を行う場合、実際に配布する全てのスタッフの役割・氏名が分かるものを提出して下さい。
(2) 活動の状況が分かるもの	① 食事の提供を行う部屋の写真	食事（弁当配布含む）提供場所が分かる全ての提供場所の写真を提出して下さい。
	② 食事提供の開催についての開催案内	直近の食事提供の開催を周知しているチラシ、SNS、ホームページ、ポスター、広報誌等を提出して下さい。
	③ 食育の取組内容が分かるもの	食事提供する際、食育の取組として使用する「ごはん食の魅力を伝える」、「ごはんの重要性」などごはん食を推進することを目的としたチラシやパンフレットなどを提出して下さい。
(3) 誓約書	様式2号一別紙4—1—①	内容をよくご確認いただき、提出して下さい。なお、署名は不要です。
	(別添) 食事提供団体の食育使用に係る自己申告書	申告事項をよく確認し、該当する箇所にチェックをして提出して下さい。

5. 添付を省略する書類

下記に掲げる書類については、添付を省略できる場合に該当する場合は、添付を省略することが可能です。

添付を省略できる書類	添付を省略できる場合	省略 （省略する場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> ）	過去の交付年月日 または 申請団体番号
(1) 団体の体制が分かるもの スタッフ名簿	過去に本要領に基づき無償交付を受けたことがあり、内容に変更がない場合	<input type="checkbox"/>	年 月 日 ()
(2) 活動の状況が分かるもの ① 食事の提供を行う部屋の写真	今年度、本要領に基づき無償交付を受け、その使用報告書が適正に報告されており、申請時にその内容に変更がない場合	<input type="checkbox"/>	年 月 日 ()

	②食事提供の開催についての開催案内 ③食育の取組の内容が分かるもの		<input type="checkbox"/>	年 月 日 ()
			<input type="checkbox"/>	年 月 日 ()

(注) 過去の交付年月日は、直近で当該資料を添付し交付申請を行った際の交付年月日を記載してください。また、申請団体番号は、これまでに政府備蓄米の交付を受けた際の様式3号「政府備蓄米交付決定書」に記載がある場合、転記してください

2. 公的機関及び他団体等との関わり

<p>① 公的機関からの支援、連携等の内容 (国、都道府県、市町村やその出先機関、関連施設、公立学校、公立病院等)</p> <p>※該当する箇所に✓を入れてください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 食材提供に関する運営や周知に係る協力を受けている。 (例：開催周知、食材調達、人材確保など)</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村等の子ども食堂ネットワークに加入している又は子ども食堂マップ等に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 子育て家庭への支援活動に関する委託事業又は補助事業を実施している。(申請時現在、すでに受託している事業の名称を記載してください。)</p> <p>事業名： ()</p> <p><input type="checkbox"/> その他(内容を具体的に記載)</p> <p>()</p> <p>※上記に記載した関わりのある公的機関(市区町村等)の名称、担当部署名、連絡先</p>
<p>② その他団体からの支援、連携等の内容 (社会福祉法人、支援団体、民間企業等)</p> <p>※該当する箇所に✓を入れてください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 食材提供に関する運営や周知に係る協力を受けている。(例：開催周知、食材調達、人材確保など)</p> <p><input type="checkbox"/> 社会福祉協議会や支援団体の子ども食堂ネットワークに加入している、又は子ども食堂マップに記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 子育て家庭への支援活動に関する委託事業又は補助事業を実施している。(申請時現在、既に実施している事業の名称を記載してください)</p> <p>事業名： ()</p> <p><input type="checkbox"/> その他(内容を具体的に記載)</p> <p>()</p> <p>※上記に記載した関わりのある他団体の名称、担当係名、連絡先</p>

3. 食料提供団体において政府備蓄米を使用し、食料提供を行う際の計画を作成してください。

<p>① 1回に配付する子ども1人分の数量 (kg/人・回)</p> <p>(参考)</p> <p>・子ども1人の1食当たりの精米数量 (65～110g)</p>	<p>② 配付1回当たりの子ども人数 (人/回)</p>	<p>③ 配付回数 (回)</p>	<p>④ 申請数量 (①×②×③) (kg)</p> <p>(注)</p> <p>申請数量は30kg (配送単位) の倍数とし、上限は450kgとする。</p>
<p>kg</p>	<p>人</p>	<p>回</p>	<p>精米 kg</p> <p>玄米 kg</p>
<p>⑤ 配付場所・期間及び提供先となる子どもの人数の根拠</p> <p>1 食料配付場所及びその所在地： (例) ○○公民館 ○○県○○市○○町○○番地 建物名) ※複数の場合は全て記載してください。</p> <p>2 配付期間： (例) ○年○月～○月)</p> <p>3 配付先となる子どもの人数の根拠： (配布対象：子ども0～18歳) 子育て世帯 軒の子ども 人 (例) ○○地区の子育て世帯△△世帯の子ども□□人)</p>			

(注) 1. ①の欄は子ども1人当たり5kg以下としてください。

2. ②の欄は、政府備蓄米を配付予定の子ども人数を記入してください。

3. ③の欄は、本交付申請により交付される政府備蓄米を使用して、子育て家庭に配付する回数を記入してください。

4. 交付要領第4の1の(5)のイの農産局長が特に認める場合にあっては、予定している配布方法とその配布方法により政府備蓄米以外の食料も同様に配布されていることを⑤の欄に具体的に記載してください。

5. 交付要領第7の1の(5)に基づき、申請を行う場合は、①から⑤までの記載欄を追加して、実際の配布方法にあわせて記載してください。

4. 添付資料として、以下の(1)から(3)までの資料を必ず提出して下さい。

(1) 団体の体制が分かるもの	スタッフ名簿	食料提供を行うスタッフの役割・氏名が分かるものを提出して下さい。 なお、本要領第7の1の(4)に基づき、申請を行う場合、申請する地域のスタッフの役割・氏名が分かるもの、第7の1の(5)に基づき申請を行う場合、実際に配布する全てのスタッフの役割・氏名が分かるものを提出して下さい。
	①食料保管場所の写真	交付を受けた政府備蓄米を保管する全ての場所の写真を提出して下さい。 申請数量の保管が可能か、また保管される環境が分かるよう、部屋全体を写して下さい。
(2) 活動の状況が分かるもの	②子育て家庭への食料配布開催の情報案内	直近の食料配布の開催を周知しているチラシ、SNS、ホームページ、広報誌等開催の案内を提出して下さい。
	③食育の取組内容が分かるもの (ア及びイを添付)	
	ア ごはん食を推進することを目的としたチラシやパンフレット イ 子育て家庭に配布する米と他の食料の写真 (配布予定のもの)	食育の取組として使用する「ごはん食の魅力伝える」、「ごはんの重要性」、「米と一緒に配布する他の食料を活用した調理方法」などを掲載したものを提出して下さい。 子育て家庭に配布する予定の「配布予定の他の食料と米」を撮影して、使用計画のサンプルとして1枚の写真で提出して下さい。
(3) 誓約書	様式2号一別紙4-1-②	内容をよくご確認いただき、提出して下さい。なお、署名は不要です。
	(別添) 食料提供団体の食育用使用に係る自己申告書	申告事項をよく確認し、該当する箇所にチェックをして提出して下さい。

5. 添付を省略する書類

下記に掲げる書類については、添付を省略できる場合に該当する場合は、添付を省略することが可能です。

添付を省略できる書類	添付を省略できる場合	省略 (省略する 場合は、✓)	過去の交付年月日 また 申請団体番号
(1) 団体の体制が分かるもの スタッフ名簿	過去に本要領に基づく無償交付を受けたことがあり、内容に変更がない場合	<input type="checkbox"/>	年 月 日 ()
(2) 活動 の状況 が分か るもの	① 子育て家庭への食材配付開催の情報案内 ② 食育の取組内容がわかるもの ア ごはん食を推進することを目的としたチラシ やパンフレット イ 子育て家庭に配付する米と他の食材の写真	<input type="checkbox"/>	年 月 日 ()

(注) 過去の交付年月日は、直近で当該資料を添付し交付申請を行った際の交付年月日を記載してください。また、申請団体番号は、これまでに政府備蓄米の交付を受けた際の様式3号「政府備蓄米交付決定書」に記載がある場合、転記してください。

「様式 2 号－別紙 4－1－①」

農林水産省農産局長 殿

誓約書

(食事提供団体における食育用)

私は、食事提供団体において使用するために無償交付を受けた政府備蓄米について、その全てを食育用として使用することとし、他の用途に使用しないこと並びに当該政府備蓄米を受領した日から 3 日以内に、当該政府備蓄米に問題がないことを確認し、かつ、当該政府備蓄米に問題があった場合には農林水産省及び受託事業体に連絡すること、加えて、別添の自己申告書の内容に相違ないことを誓約します。

また、貴職が学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号農林水産省総合食料局長通知）第 11 の 1 に基づく調査を行った場合又は同要領第 11 の 1 に基づく報告を求めた場合には、これに協力することを誓約します。

万一、この誓約書に反した場合には、同要領第 3 の 2 に基づき交付対象者から除外される可能性があること及び同要領第 10 の 3 に基づく措置が講じられる可能性があることに異存がないことを申し添えます。

(別添)

食事提供団体の食育用使用に係る自己申告書

申 告 事 項	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
1. 以下の(a)又は(b)に該当する団体である。 (a) こども食堂(地域のボランティアがこどもたちに対して無料又は安価で栄養がある食事や子どもに共食の機会を提供する取組を行う団体) (b) フードバンク(食品ロスの削減の推進に関する法律(令和元年法律第19号)第19条第1項に定める活動を行う団体)	<input type="checkbox"/>
2. 食事提供団体で政府備蓄米を調理し、提供できる。(弁当を配付する場合を含む。)	<input type="checkbox"/>
3. 参加したこどもたちにごはん食の重要性などについて、対面で伝えることができる。	<input type="checkbox"/>
4. 食事提供団体における衛生管理について、厚生労働省が示す衛生管理のポイント等に基づき、しっかり取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>
5. 政府備蓄米について、食事提供団体における食育用以外の用途に使用しない。	<input type="checkbox"/>
6. 政府備蓄米について、これを転売又は貸し付けを行わない。	<input type="checkbox"/>
7. 政府備蓄米の取扱いにおいて、食育用以外の用途に使用するなど違反した場合、違反した数量に見合う徴収金及び加算金が徴収されることに異存がない。	<input type="checkbox"/>
8. 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にあるものではない。	<input type="checkbox"/>
9. 食事提供団体の運営に関し、これまで法令等に違反する等の不正行為を行っていない。	<input type="checkbox"/>

「様式 2 号－別紙 4－1－②」

農林水産省農産局長 殿

誓約書

(食材提供団体における食育用)

私は、食材提供団体において使用するために無償交付を受けた政府備蓄米について、その全てを食育用として使用することとし、他の用途に使用しないこと並びに当該政府備蓄米を受領した日から 3 日以内に、当該政府備蓄米に問題がないことを確認し、かつ、当該政府備蓄米に問題があった場合には農林水産省及び受託事業体に連絡すること、加えて、別添の自己申告書の内容に相違ないことを誓約します。

また、貴職が学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号農林水産省総合食料局長通知）第 11 の 1 に基づく調査を行った場合又は同要領第 11 の 1 に基づく報告を求めた場合には、これに協力することを誓約します。

万一、この誓約書に反した場合には、同要領第 3 の 2 に基づき交付対象者から除外される可能性があること及び同要領第 10 の 3 に基づく措置が講じられる可能性があることに異存がないことを申し添えます。

(別添)

食材提供団体の食育用使用に係る自己申告書

申 告 事 項	チェック <input checked="" type="checkbox"/>
1. 子育て家庭に食材を提供する団体である。 (a) 国、都道府県、市区町村からの子育て家庭への支援活動に関する委託又は補助を受けている団体 (b) 都道府県、市区町村等と連携し、子育て家庭に関する情報を基に活動している団体 (c) 子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を実施している団体	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2. 子育て家庭に小分けした政府備蓄米と他の食材を併せて直接配付を行うことができる。	<input type="checkbox"/>
3. 食材を直接受けとる子育て家庭に対して、ごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことができる。	<input type="checkbox"/>
4. 政府備蓄米について、食材提供団体における食育用以外の用途に使用しない。	<input type="checkbox"/>
5. 政府備蓄米について、これを転売又は貸し付けを行わない。	<input type="checkbox"/>
6. 政府備蓄米の取扱いにおいて、食育用以外の用途に使用するなど違反した場合、違反した数量に見合う徴収金及び加算金が徴収されることに異存がない。	<input type="checkbox"/>
7. 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にあるものではない。	<input type="checkbox"/>
8. 食材提供団体の運営に関し、これまで法令等に違反する等の不正行為を行っていない。	<input type="checkbox"/>

「様式 2 号－別紙 5」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇 教育委員会

又は

〇〇県（都道府）〇〇課長

〇〇市（区町村）〇〇課長

〇〇国立大学法人〇〇課長

〇〇学校法人等〇〇課長

確認書（その 1）

令和〇〇年度における学校給食用等政府備蓄米の無償交付申請に当たって、下記 1 に記載の学校等については、当該年度における米飯給食実施回数を前年度から増加させる見込みであり、交付申請数量が増加させる米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下であることを確認する。

また、下記 2 に記載の学校等については、前回の交付年度における米飯給食実施回数が、前年度の米飯給食実施回数を上回っており、当該年度における米飯給食実施回数が前回の交付年度から増加させる見込みであり、交付申請数量が増加させる米飯給食の実施回数の米穀使用量の全量以下であることを確認する。

記

1 学校等名

2 学校等名

「様式 2 号－別紙 6」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇 教育委員会

又は

〇〇県（都道府）〇〇課長

〇〇市（区町村）〇〇課長

〇〇国立大学法人〇〇課長

〇〇学校法人等〇〇課長

確認書（その 2）

令和〇〇年度における学校給食用等政府備蓄米の無償交付申請に当たって、下記に記載の学校等については、調理実習等学習教材用にあつては米飯に対する理解の増進を図ることを目的に使用し、又は、試食会用にあつては米飯給食を推進する目的に使用し、交付申請数量が使用する数量の全量以下であることを確認する。

記

（学校等名を記載する。）

「様式 2 号－別紙 7」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇 教育委員会
又は
〇〇県（都道府）〇〇課長
〇〇市（区町村）〇〇課長
〇〇国立大学法人〇〇課長
〇〇学校法人等〇〇課長

確認書（その 3）

令和〇〇年度における学校給食用等政府備蓄米の有償交付申請に当たって、下記に記載の学校については、交付年度の前年度に、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 4 の 1 の(1)に基づき、政府備蓄米の無償交付を受け、かつ、それを原材料として製造される米粉パン等を学校給食用として使用した実績があり、交付申請数量が無償交付を受けた数量の全量以下であることを確認する。

記

（学校等名を記載する。）

「様式3号」

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）学校給食会代表者 殿
又は
〇〇県（都道府）知事 殿
〇〇市（区町村）長 殿
〇〇国立大学法人の長 殿
〇〇学校法人等の長 殿
食事提供団体の長 殿
食材提供団体の長 殿
（食事提供団体又は食材提供団体の申請団体番号：〇〇〇〇）

農林水産省農産局長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付決定書
（無償交付・有償交付）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて貴殿より申請のあった件については、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第7の2の(3)の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 引渡しを行う者（受託事業者）
- 2 交付決定数量等

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

(注) 食事提供団体又は食材提供団体の長に通知する場合は、備考欄に玄米・精米の別を記載すること。

- 3 引渡しの方法（在姿・運送）
(注) 倉庫業者等引渡し（無償交付・有償交付）及び売買契約（有償交付）に必要な事項を通知します。
- 4 交付の条件 要領の定めるところに従い学校等・食事提供団体・食材提供団体におけるそれぞれの用途に使用すること。

「様式4号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長
食事提供団体の長
食材提供団体の長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付変更（辞退）申請書（無償交付・有償交付）

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付決定書（令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）により交付数量等の決定通知を受けましたが、下記のとおり変更（辞退）したいので申請します。

記

- 1 変更（辞退）の理由（略）
- 2 交付数量
（変更前と変更後の学校等・食事提供団体・食材提供団体におけるそれぞれの用途交付数量を記述する。）

「様式5号」

番 号
年 月 日

- 〇〇県（都道府）学校給食会代表者 殿
又は
〇〇県（都道府）知事 殿
〇〇市（区町村）長 殿
〇〇国立大学法人の長 殿
〇〇学校法人等の長 殿
食事提供団体の長 殿
食材提供団体の長 殿

農林水産省農産局長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付変更（辞退）承認書（無償交付・有償交付）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて貴殿より変更（辞退）申請のあった件については、内容審査の結果、やむを得ない事情によるものと認められるので、下記のとおりこれを承認します。

記

1 変更後の交付決定数量等

	年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考
変更前							
変更後							

（注）食事提供団体又は食材提供団体の長に承認する場合は、備考欄に玄米・精米の別を記載すること。

2 変更後の条件

3 その他

「様式 6 号」

番 号
年 月 日

受託事業体 殿

農林水産省農産局長

学校等における政府備蓄米交付売買契約等指示書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第 7 の 5 の (1) に基づき、要領第 7 の 2 の (3) の有償交付の交付決定者等について下記のとおり指示するので、売買契約の締結及び米穀の引渡しが無事に実施されるよう手続き等の準備をされたい。

記

- 1 交付決定者
- 2 交付決定数量（有償交付）

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

- 3 引渡しの方法（在姿・運送）

(注) 倉庫業者等引渡し及び売買契約に必要な事項を指示する。

なお、売買契約書の様式は任意のものとし、売買契約に必要な約定は別紙内容を含むものとする。

(別紙)

受託事業体と交付決定者との間で締結する政府備蓄米の売買契約における約定事項

(契約数量等)

第1条 受託事業体(以下「甲」という。)が交付決定者(以下「乙」という。)に売り渡す政府備蓄米の種類、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

- 一 種類 ○○○○
- 二 用途 (学校給食用又は保育所給食用。)
- 三 数量 ○○○○kg
- 四 単価 ○○○○円/トン
- 五 金額 ○○○○円

2 前項の売渡しに係る引渡期限は、令和○年○月○日とする。

(米穀の用途)

第2条 乙は、買い受けた政府備蓄米を、前条第1項第2号の用途に使用しなければならない。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第3条 甲が引き渡した政府備蓄米について、当該米穀を引き渡した後学校給食用(保育所給食)に使用する前に隠れた契約の内容に適合しない現品が発見されたときは、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

2 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議の上、農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)の同意を得て、契約の内容に適合しない政府備蓄米と同等の政府備蓄米を乙に引き渡すことができる。この場合、乙は、契約の内容に適合しない政府備蓄米を甲に返還する。

(契約の解除)

第4条 甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により政府備蓄米の売買契約の全部又は一部の履行が困難となったときは、当該契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、農産局長の同意を得て、政府備蓄米の売買契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が、第1条第1項第2号の用途以外の用途に供したとき。
- 二 乙が、この契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

3 甲は、前2項の規定により契約を解除し、又は、契約が解除された場合、当該契約に係る政府備蓄米の買受代金を乙に返還し、乙は、当該契約に係る政府備蓄米を甲に返還する。

(違約金)

第5条 乙は、第2条の規定に違反したことが明らかになったときは、違反に係る政府備蓄米を主食用として販売した場合の政府売渡単価と本契約の売渡単価の差額に、甲から買い受けた政府備蓄米であって乙が転売等した数量を乗じて得た金額及び当該金額に100分の30を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

なお、当該違反に係る損害の額が違約金の額を超過する場合には、甲がその超過分につき損害賠償を請求することを妨げない。

2 乙は、前条第2項第2号により契約を解除されたときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府備蓄米の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

(解除権の留保)

第6条 甲は、乙が締結した他の政府備蓄米の売買契約について当該契約に定める米穀の用途以外の用途に供したことにより当該契約の全部又は一部が解除された場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項により本契約を解除されたときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府備蓄米の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、甲に納付する。

3 甲は、第1項により本契約を解除した場合、本契約に係る政府備蓄米の買受代金を乙に返還する。

4 乙は、第1項により本契約が解除された場合、本契約に係る政府備蓄米を、甲が指定する場所において返還する。

(違約金の納付期限)

第7条 乙は、第5条第1項及び第2項並びに前条第2項の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

(引渡現品の管理)

第8条 乙は、甲から引渡しを受けた政府備蓄米については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

(責任の免除)

第9条 甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府備蓄米

の引渡しが遅延又は不能となった場合

二 売買契約の全部又は一部を解除した場合

三 引き渡した政府備蓄米に契約の内容に適合しない場合であって、契約の内容に適合しない発生の原因が甲の責めに帰し得ない場合

(帳簿等の整備)

第 10 条 乙は、政府備蓄米の受払及び加工状況について、甲が別途定める様式の台帳を整備する。

(調査、報告)

第 11 条 乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 52 条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件を調査され、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。

2 乙は、甲の求めがあった場合には、本契約により買い受けた米穀の加工先との委託契約その他の加工委託等の関係が明らかになる書類を甲に提出する。

「様式 7 - 1 号」

番 号
年 月 日

受託事業体 殿

農林水産省農産局長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付引渡指示
書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知。以下「要領」という。）第 8 の 1 の(1)に基づき、要領第 7 の 2 の(3)の無償交付の交付決定者等について下記のとおり指示するので、米穀の引渡しが無滞りに実施されるよう手続等の準備をされたい。

記

- 1 交付決定者
- 2 交付決定数量（無償交付）

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

(注) 食事提供団体又は食材提供団体の長に指示する場合は、備考欄に玄米・精米の別を記載すること。

- 3 引渡しの方法（在姿・運送）

(注) 倉庫業者等引渡し（無償交付）に必要な事項を指示する。

受託事業体 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長
食事提供団体の長
食材提供団体の長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米引渡申出書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知）第8の1の(2)（第8の2の(1)）の規定に基づき、下記のとおり、無償交付（有償交付）に係る政府備蓄米の引渡しを申請します。

記

1 引渡申出数量等

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

(注) 申出者（食事提供団体又は食材提供団体の長に限る。）は、備考欄に玄米・精米の別を記載すること。

2 引渡希望日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 引渡場所

(注1) 交付決定書に記載した倉庫業者等を記入する。

(注2) 申出者（食事提供団体の長に限る。）は、引渡しの方法が運送による場合は、食事提供団体政府備蓄米使用計画書（様式2号-別紙4-①）の1の③（配送先住所）を記載すること。

(注3) 申出者（食材提供団体の長に限る。）は、引渡しの方法が運送による場合は、食材提供団体政府備蓄米使用計画書（様式2号-別紙4-②）の1の③（配送先住所）を記載すること。

「様式 7 - 3 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

受託事業体

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付引渡申請書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 8 の 1 の (3)（第 8 の 2 の (2)）の規定に基づき、下記のとおり、無償交付（有償交付）に係る政府備蓄米の引渡しを申請します。

記

1 交付決定者

2 引渡申請数量等

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

(注) 食事提供団体又は食材提供団体の長への引渡しにあつては、備考欄に玄米・精米の別を記載すること。

3 引渡日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 引渡場所

(注 1) 交付決定者が提出する引渡申出書に記載された倉庫業者等を記入する。

(注 2) 申出者（食事提供団体の長に限る。）への引渡しの方法が運送による場合にあつては、食事提供団体政府備蓄米使用計画書（様式 2 号－別紙 4－①）の 1 の ③（配送先住所）を記載すること。

(注 3) 申出者（食材提供団体の長に限る。）への引渡しの方法が運送による場合にあつては、食材提供団体政府備蓄米使用計画書（様式 2 号－別紙 4－②）の 1 の ③（配送先住所）を記載すること。

「様式 7 - 4 号」

番 号
年 月 日

受託事業体 殿

農林水産省農産局長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付引渡決定
通知書

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 8 の 1 の (3)（第 8 の 2 の (2)）の規定に基づき、令和〇年〇月〇日に貴殿より引渡しの申請があった無償交付（有償交付）に係る政府備蓄米の引渡しを下記のとおり、決定する。

記

1 交付決定者

2 引渡決定数量等

年産	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考

(注) 食事提供団体又は食材提供団体の長への引渡しにあつては、備考欄に玄米・精米の別を記載すること。

3 引渡日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 引渡場所

「様式 8 - 1」号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者

又は

〇〇県（都道府）知事

〇〇市（区町村）長

〇〇国立大学法人の長

〇〇学校法人等の長

学校等における政府備蓄米使用報告書
(無償交付学校等給食用)

令和〇〇年度において学校給食用等政府備蓄米の交付を受けた下記 1 に記載の学校等については、別紙のとおり当該年度における米飯給食実施回数が前年度より増加した（又は増加しなかった）こと、交付申請数量が増加させた米飯給食の実施回数分の米穀使用量の全量以下であった（又は以下でなかった）ことを報告します。

また、下記 2 に記載の学校等については、別紙のとおり前回の交付年度における米飯給食実施回数が、前年度の米飯給食実施回数を上回っており、当該年度における米飯給食実施回数が、前回の交付年度より増加した（又は増加しなかった）ことを報告します。

さらに、下記 3 に記載の学校等については、別紙のとおり交付米穀の全量を学校等給食用に使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

(別紙として、申請書に記載した全ての学校等について、学校等名、使用した年月、使用数量等を記載した資料を添付する。)

記

1 学校等名

2 学校等名

3 学校等名

(1, 2 と同じ場合は、1, 2 と同じと記載する。)

「様式 8 - 2 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長

学校等における政府備蓄米使用報告書
（無償交付調理実習等学習教材用及び試食会用）

令和〇〇年度において学校給食用等政府備蓄米の交付を受けた学校等が、別紙のとおり交付米穀の全量を調理実習等学習教材用及び試食会用として使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

（別紙として、申請書に記載した全ての学校等について、学校等名、使用した年月、使用数量、使用用途等を記載した資料を添付する。）

「様式 8 - 3 号 - ①」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

食事提供団体の長

食事提供団体における政府備蓄米使用報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付決定を受けた食事提供団体における政府備蓄米の交付について、下記のとおり交付米穀の全量を食事提供団体における食育用として使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

記

添付資料一覧

- 1 (別添) 月別使用報告書
- 2 写真 (①食事又は弁当を対面で提供していること、②食育に取り組んでいることが分かるもの。)
- 3 開催案内 (チラシ、SNS等の案内に用いたもので、開催した年月日等の記載があるもの)
- 4 食育に用いた資料 (使用した代表的なもの)

(別添)

月別使用報告書(食事提供団体)

団体名 _____ (地域名: _____) 交付数量 _____ kg 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 交付決定

	年間計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
提供方法 (食事提供又は弁当配布)													
参加したこどもの人数(人) (延べ人数)													
食事提供回数(回)													
政府備蓄米使用数量(kg)													
今回交付を受けた政府備蓄米のうち、未使用数量(kg)													

(注1) 表の上段には、団体名、政府備蓄米の玄米・精米の別、政府備蓄米の交付数量(kg)、農林水産省からの交付決定書の通知日を記入してください。

(注2) 表の上段の団体名については、本要領第7の1の(5)に基づき、活動する地域単位で交付を受けた場合には、団体の名称を記入するとともに、()を付して活動する地域名等を記載してください。

(注3) 表中の提供方法の欄については、こども食堂等において食事を提供した場合は「食事提供」と、こども食堂等にこどもを集めることができず、お弁当の配付に切り替えた場合は「弁当配布」と記入してください。

(注4) 使用報告の内訳となる、交付された政府備蓄米の毎回の使用量や残量などが分かる資料は報告が完了するまで保存してください。

「様式 8 - 3 号 - ②」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

食材提供団体の長

食材提供団体における政府備蓄米使用報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付決定を受けた食材提供団体における政府備蓄米の交付について、下記のとおり交付米穀の全量を食材提供団体における食育用として使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

記

添付資料一覧

- 1 (別添) 月別使用報告書
- 2 写真（政府備蓄米を、①小分けにしている作業の様子、②小分けにしたものを配付していること、③他の食材とセットで配付していること、④食育に取り組んでいることが分かるもの。なお、弁当を配付した場合は、弁当を配付していることが分かるもの。）
- 3 開催案内（チラシ、SNS等の案内に用いたもので、開催した年月日等の記載があるもの）
- 4 食育に用いた資料（使用した代表的なもの）

(別添)

月別使用報告書(食材提供団体)

団体名 _____ (地域名: _____) 交付数量 玄米・精米 _____ kg 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 交付決定

	年間計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
配布したこどもの人数(人) (延べ人数)													
食材配付回数(回)													
政府備蓄米使用数量(kg)													
政府備蓄米を使用した弁当の 配布の有無	有・無												
今回交付を受けた政府備蓄米 のうち、未使用数量(kg)													

(注1) 表の上段には、団体名、政府備蓄米の玄米・精米の別、政府備蓄米の交付数量(kg)、農林水産省からの交付決定書の通知日を記入してください。

(注2) 表の上段の団体名については、本要領第7の1の(8)に基づき、活動する地域単位で交付を受けた場合には、団体の名称を記入するとともに、() を付けて活動する地域名等を記載してください。

(注3) 表中の食材配付回数の欄については、実際に子育て家庭に食材を配付した回数を記入してください。

(注4) 使用報告の内訳となる、交付された政府備蓄米の毎回の使用量や残量などが分かる資料は報告が完了するまで保存してください。

「様式 8 - 4 号」

番 号

年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者

又は

〇〇県（都道府）知事

〇〇市（区町村）長

〇〇国立大学法人の長

〇〇学校法人等の長

学校等における政府備蓄米使用報告書（有償交付用）

令和〇〇年度において学校等給食用米粉パン等用として有償交付を受けた下記に記載の学校等が、交付米穀の全量を学校等給食用米粉パン等に使用した（又は使用しなかった）ことを報告します。

記

（学校等名を記載する。）

「様式 8 - 5 号」

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇県（都道府）学校給食会代表者
又は
〇〇県（都道府）知事
〇〇市（区町村）長
〇〇国立大学法人の長
〇〇学校法人等の長
食事提供団体の長
食材提供団体の長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米未使用報告
書（無償交付・有償交付）

学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合
食料局長通知）第 13 の 1 の規定に基づき、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付決定を受
けた政府備蓄米の交付について、下記のとおり使用しなかったことを報告します。

記

学校等名、食事提供団体名、食材提供団体名（ ）

※活動する地域単位で交付を受けた場合には、団体の名称を記入するとともに、（ ）
内に活動する地域名等を記載してください。

- 1 実施計画が実施できなくなった理由
- 2 全交付数量
- 3 未使用交付数量
- 4 未使用交付米穀の使用計画

「様式 8 - 6 号」

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）学校給食会代表者 殿

又は

〇〇県（都道府）知事 殿

〇〇市（区町村）長 殿

〇〇国立大学法人の長 殿

〇〇学校法人等の長 殿

食事提供団体の長 殿

食材提供団体の長 殿

農林水産省農産局長

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米未使用等許諾
承認書（無償交付・有償交付）

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて貴殿より未使用等報告のあった件については、内容審査の結果、やむを得ない事情によるものと認められるのでこれを承認し、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 7 の 1 の規定に基づく交付申請の内容のとおり実施したものとみなします。

また、未使用交付米穀の使用についても、適正な使用と見込まれるので、当該米穀の返納は要しないものとします。

別紙 1

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付申請に係る確認基準

1 確認の方法

確認項目ごとに、農産局長及び地方農政局長等が行う。

2 確認項目

(1) 無償交付申請

- ①交付申請書類に不備がないこと
- ②用途及び申請数量根拠が適正であること
- ③学校等ごとの備蓄制度の理解を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ④食事提供団体ごとの食育を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ⑤食材提供団体ごとの食育を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ⑥政府備蓄米の交付を受けた学校等、食事提供団体、食材提供団体から、農産局長に使用報告書の提出がなされていること

(2) 有償交付申請

- ①交付申請書類に不備がないこと
- ②申請数量根拠が適正であること
- ③学校等ごとの備蓄制度の理解を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること

(3) 変更又は辞退の申請

- ①変更又は辞退の事情が適正であること
- ②変更又は辞退の数量根拠が適正であること

3 農産局長への提出

本要領に基づき提出する。

別紙 2

政府備蓄米交付申請及び使用報告に係る個人情報の取扱いについて

- 1 農林水産省は、政府備蓄米交付申請及び使用報告として、交付決定者から提出された申請書等に記載された個人情報は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、当該事業目的の達成に必要な事務及び使用確認調査以外には使用しません。
- 2 農林水産省は、農林水産省に代わり当該事業の提出書類の確認業務及び使用確認調査等を行うため、第三者機関に必要最小限度の範囲内において提供・利用する場合があります。